

7 変更届出等書類一覧

以下の事項に変更があった場合、変更の届出（一部別途申請が必要な場合あり）が必要となります。  
届出様式や添付書類、届出が必要なサービスの種類は、下記一覧のとおりです。

変更届出書の各変更事項		変更の届出が必要となる場合	<添付書類> ・右の表が「○」の場合 付表 変更月の勤務形態一覧表（標準様式第1号） ・右の表が「△」の場合 付表 下欄の書類 ・右の表が「◎」の場合 付表 変更月の勤務形態一覧表（標準様式第1号） 下欄の書類 ・右の表が「/」の場合 届出不要	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
				訪問介護	介護予防訪問入浴	介護予防訪問看護	介護予防訪問リハ	介護予防居宅療養	通所介護	介護予防通所リハ	介護予防短期生活	介護予防短期療養	介護予防特定施設	介護予防福祉貸与	介護予防福祉販売	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院
1	事業所（施設）の名称	・事業所（施設）の名称が変わった場合	・運営規程	△注1	△	△注1	△注1	△	△注1	△	△	△	△	△	△	△	△	△
2	事業所（施設）の所在地	・事業所（施設）の住所が変わった場合 ・事業所（施設）が移転した場合	・事業所（施設）の平面図（標準様式第3号） ※各室の用途を明記のこと。 ・運営規程	△注1	△	△注1	△	△	△注1	△	△	△	△	△	△	△	△	△
3	申請者の名称（個人にあっては、氏名）	・法人等の名称が変わった場合		△	△	△注2	△注2	△注2	△	△注2	△	△注2	△	△	△	△注3	△	△
4	主たる事務所の所在地（個人にあっては、住所）	・法人等の住所が変わった場合 ・法人等の事務所が移転した場合	・登記事項証明書等	△	△	△注2	△注2	△注2	△	△注2	△	△注2	△	△	△	△	△	△
5	法人等の種類	・法人等の種類が変更になった場合 ※事業譲渡等により法人が変更になる場合は、新規指定が必要となります。	・登記事項証明書等	△	△	△注5	△注5	△注5	△	△注5	△	△注5	△	△	△	△	△	△
6	代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	・法人等の代表者が変更になった場合 ・法人等の代表者の氏名、住所、職名が変更になった場合	・登記事項証明書等 ・誓約書（標準様式第6号） ※代表者の姓、住所又は職名のみの変更は誓約書は不要	△	△	△注4	△注4	△注4	△	△注4	△	△注4	△	△	△	△	△	△
7	登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る）	・登記事項証明書等の記載内容（指定事業に関する部分＝事業目的等）が変更になった場合	・登記事項証明書又は条例等	△	△	△注5	△注5	△注5	△	△注5	△	△注5	△	△	△	△注3	△	△
8	事業所（施設）の建物の構造、専用区画	・事業所（施設）の平面図や構造等が変更になった場合 ・事業所（施設）を増築したり、事業に係る敷地面積が増えた場合 ・事業所（施設）が移転した場合 など	・変更後の事業所（施設）の平面図（標準様式第3号） ※各室の用途を明記のこと。 ・建築確認申請書、検査済証及び消防関係書類の写し ※建築確認申請を行った場合 ・施設の使用許可証又は変更許可申請書の写し	△注1	△	△注1	△	△	△注1	△	△	△	△	△	△	△	△注10	△注10
9	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業）	・備品に変更があった場合	・事業所の設備・備品等に係る項目一覧表（標準様式第4号）		△													
10	利用者の推定数	・利用者の推定数に変更があった場合	※サービス提供責任者の配置数に影響する変更があった際に届け出ること。またその際は「12 サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴」も併せて提出すること。	△														
11	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所（介護老人保健施設・介護医療院は、事前に承認を受ける。）	・事業所（施設）の管理者の氏名又は住所が変更になった場合	・資格証等の写し ※勤務形態一覧表は管理者のみで可	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎注11	◎注11	
12	サービス提供責任者の氏名、住所及び経歴	・サービス提供責任者に変更や増減があった場合 ・サービス提供責任者の氏名又は住所が変更になった場合	・経歴書 ・資格証等の写し ※利用者の推定数に変更があったことが理由の場合は、「10 利用者の推定数」により届け出ること。 ※勤務形態一覧表はサービス提供責任者のみで可	◎														
13	運営規程	・事業所（施設）の運営規程の内容に変更があった場合	・変更後の運営規程 ※変更箇所を下線や色付け等で明記し、新旧対照表又は変更前の運営規程も添付すること。 ・勤務形態一覧表（標準様式第1号） ※運営規程の職員数の記載内容に変更があった場合に添付すること。例えば、「介護職員10人以上」と運営規程に定める事業所の介護職員が10名から11名に増員した場合、運営規程の変更事由に該当しないので届出は不要となる。 ★利用者の推定数及び入所者数の定員の変更に伴う従業者の増員については、16「利用者・入所者等の定員」による。	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△注10	△注10
14	協力医療機関・協力歯科医療機関	・協力医療機関（協力病院、協力歯科医療機関）に変更があった場合 ・協力医療機関に変更はないが、その名称・契約内容に変更があった場合	・変更後の協力医療機関（協力病院、協力歯科医療機関）との契約書の写し※協力医療機関の変更の場合 ・協力医療機関に関する届出書（施設系サービス及び特定施設入居者生活介護に限る）		△						△		△			△	△注10	△注10
15	事業所の種別	・事業所の種別が変更になった場合	・左を証明する書類			◎	◎	◎		◎		◎						
16	提供する居宅療養管理指導の種類	・居宅療養管理指導において、以下の指導の種類に変更があった場合 ・医師又は歯科医師が行う指導 ・薬剤師が行う指導 ・管理栄養士が行う指導 ・歯科衛生士等が行う指導	・左を証明する書類					◎										
17	事業実施形態（本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設事業所型の別）	・短期入所生活介護において、空床利用事業所、併設事業所又は単独事業所の別が変更になった場合	・運営規程等								◎							
18	利用者、入所者又は入院患者の定員	・事業所（施設）の利用者等の定員に変更（増減）があった場合	・事業所（施設）の平面図（標準様式第3号） ※通所・入所系事業所（施設）のみ ・運営規程 ・資格証の写し ※従業者の増員を伴う場合のみ ※資格要件のない職種を除く						◎注13	◎注7	◎注8	◎注9				◎注10	◎注10	

変更届出書の各変更事項		変更の届出が必要となる場合	<添付書類>	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
			<ul style="list-style-type: none"> <li>右の表が「○」の場合 付表 勤務形態一覧表（標準様式第1号）</li> <li>右の表が「△」の場合 付表 下欄の書類</li> <li>右の表が「◎」の場合 付表 勤務形態一覧表（標準様式第1号） 下欄の書類</li> <li>右の表が「/」の場合 届出不要</li> </ul>	訪問介護	(介護予防)訪問入浴	(介護予防)訪問看護	(介護予防)訪問リハ	(介護予防)居宅療養	通所介護	(介護予防)通所リハ	(介護予防)短期生活	(介護予防)短期療養	(介護予防)特定施設	(介護予防)福祉貸与	(介護予防)福祉販売	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院
19	福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあっては、委託先の情報等)	・福祉用具貸与事業所において、福祉用具の保管・消毒方法や委託の場合は委託先の名称や所在地、契約内容に変更があった場合	・保管・消毒のマニュアル等の写し ※委託の場合は契約書等の写し	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	△	/	/	/
20	併設施設の状況等	・併設する施設の有無や施設の概要が変更となった場合	・任意様式	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	◎	◎
21	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員として業務に従事する者に変更や増減があった場合 ・介護支援専門員として業務に従事する者の氏名に変更があった場合	・介護支援専門員一覧（標準様式第7号） ・介護支援専門員証の写し（増員又は交代の場合のみ）	/	/	/	/	/	/	/	/	/	◎	/	/	◎	◎	◎
介護老人保健施設及び介護医療院のみ	広告制限	・介護医療院の名称ほか介護保険法第112条第1～3号で定める事項以外の事項を広告しようとするとき	・介護医療院広告事項許可申請書により申請	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	◎注12	◎注12
	施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画	・当該施設と供用する施設及びその利用計画に変更が生じた場合	・共用する施設の概要及びその利用計画（任意様式）	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	◎注10	◎注10

注1：当該事業所の所在地以外の場所に、当該事業所の一部として使用されている事務所や事業の一部を行う施設（いわゆるサテライト事業所：P3参照）を有するときは、当該事業所（施設）の名称・所在地の変更を含む。

注2：事業所が法人以外の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、「開設者の氏名」又は「開設者の住所」の変更の場合。

注3：地方公共団体の開設する施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者に係る変更を含む。

注4：事業所（施設）が法人以外の開設する病院、診療所又は薬局である場合は、代表者を開設者に読み替える。

注5：事業所（施設）が法人以外の開設する病院、診療所又は薬局である場合を除く。

注6：「入院患者の定員の増加」に伴う変更申請書に添付されていれば、提出不要。

注7：空床利用事業所の場合は「特別養護老人ホームの入所者の定員」、空床利用以外（＝併設事業所）の場合は「利用者の定員」に変更があった場合。

注8：老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の場合は、「入院患者の推定数」に変更があった場合を含む。

注9：増加の場合には変更申請（増加申請）となる。

注10：当該項目を変更する際は、法第94条第2項又は法第107条第2項の規定により、事前に変更許可申請を行うこと。  
(ただし、運営規程については、従業者の職種、員数及び職務の内容並びに入所定員に係るものに限るほか、入所定員にあっては入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは許可をすることを要しない。)

注11：管理者を変更しようとする際は、法第95条又は法第109条の規定により、事前に管理者承認申請を行うこと。

注12：介護保険法で定められた事項以外の項目を広告しようとする際は、法第98条第1項第4号又は法第112条第1項第4号の規定により、事前に広告事項許可申請を行うこと。

注13：定員18人以下に変更する場合は地域密着型通所介護となり所管が市町村へ移行となり、指定に時間を要する（3～4月間）ことから早めに事前相談すること。県に対して廃止届、市町村に対して新規指定申請手続きが必要となる。